

三重県商工会議所連合会
会長 種橋 潤治 様

外国人労働者問題啓発月間を契機とした外国人労働者の適切な雇用管理等に関する要請

平素は、三重県内における労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の外国人労働者数は令和3年10月末現在、前年同期比337人増の30,391人で平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新しております。また、平成31年4月から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（改正入管法）」が施行され、今後、外国人労働者のさらなる増加が見込まれていることから、外国人労働者が安心して就労できるための環境づくりがより一層求められています。

三重労働局及び三重県では、これまでも県内における外国人労働者の雇用等に関する情報共有を図り、就労・生活の両面から一体的な支援等の取組を行ってきました。

令和4年6月の「外国人労働者問題啓発月間」においても、改めて事業主の皆様に対し、下記のとおり関係法令の遵守と適切な雇用管理等について要請いたします。

つきましては、下記の事項についてご理解いただき、会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 「外国人労働者問題啓発月間」の周知・啓発

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」として、労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、周知・啓発を行っています。貴団体の会員に対し、当該月間に対する理解と積極的な周知にご協力をお願いします。

2 適切な雇用管理

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人労働者の適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、労働関係法令等の遵守や公正な待遇の確保等、多様な人材が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境の整備等を適切に行ってくださいようお願いします。

3 職場における日本語教育の推進

令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、事業主に対しても、雇

用する外国人等への日本語学習の機会の提供または支援をすることについて努力義務が定められました。特に就労場面で必要な日本語については、厚生労働省ホームページにおいて「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」や「外国人就労・定着支援研修」の講師用手引き等が提供されています。職場内でのコミュニケーションのほか、外国人労働者の能力開発や育成、適正な人事評価につなげるといった環境整備の面からも、日本語教育に関する取組を進めていただきますようお願いいたします。

4 雇用維持・確保

令和4年4月の本県の有効求人倍率は1.41倍で、令和2年8月の1.01倍を底として、緩やかな改善傾向となっているものの、依然としてコロナ前の水準まで回復していない中、ウクライナ情勢等を受けた物価高騰等により、経済への影響などが懸念されています。

そのため、事業活動に影響を受けた企業においては、非正規労働者等の解雇や雇止めの発生が危惧されているところです。

つきましては、安易な解雇や雇止め、労働者派遣契約の解除等は労働者の生活に直結する深刻な問題であることをご認識いただき、可能な限り雇用の維持の方策として、契約の更新等を図っていただくようお願いいたします。

5 ウクライナ避難民に対する支援

家族や友人等を頼って日本に入国したウクライナ避難民は、6月7日時点で1,241名を数え、今後も増え続けることが予想されます。

ウクライナ避難民の雇用について、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年6月17日

三重労働局長 金尾文敬



三重県知事 一見勝之

